

1 計画の背景と目的

<経過の背景>

- 近年、気候変動等の影響により水害や地震等による大規模災害が発生し、多量の災害ごみが発生
  - 水害では、「昭和61年豪雨災害」、「令和元年東日本台風」をはじめ、台風やゲリラ豪雨による甚大な水害被害が発生
  - 地震では、平成23年3月11日に発生したマグネチュード9.0の東日本大震災や福島県沖地震など市内各地に甚大な被害をもたらす地震が連続
- 環境省では、平成30年3月「災害廃棄物対策指針」を定め、地方公共団体に迅速な災害廃棄物の処理計画の策定を明記した。\*県は令和3年3月に計画を策定
- 平成2年5月、県内5市町村(郡山市、二本松市、南相馬市、会津若松市、南会津町)とともに環境省の災害廃棄物処理計画策定モデル事業の採択を受け計画(案)策定した。

<計画策定の目的>

本計画は、平常時の災害予防対策と災害発生状況に即した災害廃棄物処理の具体的な業務内容を示し、「SDGs」や「セーフコミュニティ」の観点を基に適正かつ円滑な処理の実施を目的として新たに策定する。

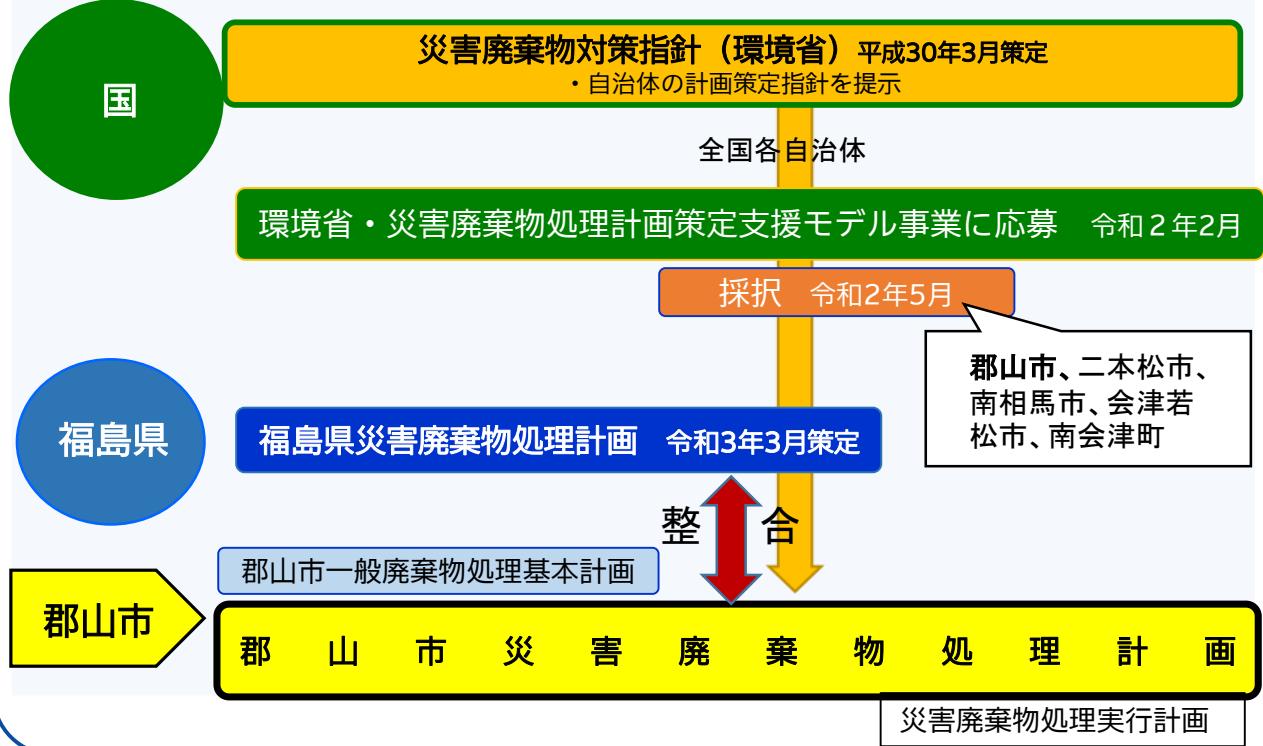


2 計画の基本事項

<対象とする災害>

- 郡山市地域防災計画に定める災害(地震災害、水害及びその他の自然災害)
  - 【地震】東日本大震災 ※最大規模を想定し策定
  - 【風水害】阿武隈川の氾濫(阿武隈川水系阿武隈川浸水想定)

<計画の位置付け>

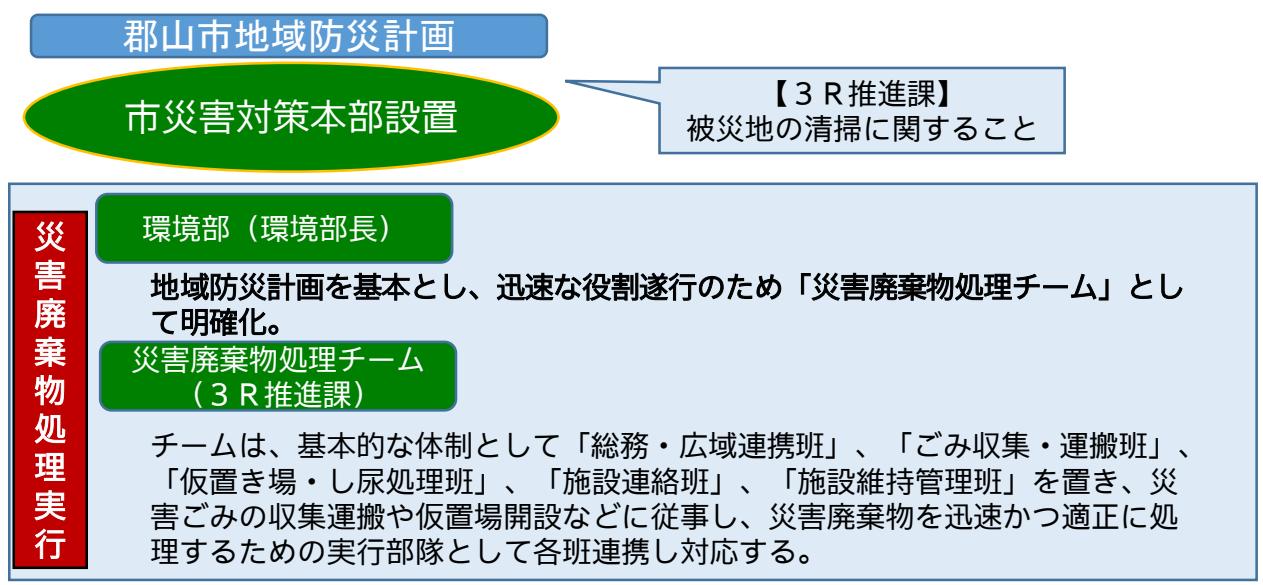


3 組織体制

<組織体制>

■発災後は、まず被災状況の把握に努め、関係各部署との役割分担や庁外関係者からの受援を念頭に廃棄物処理を行うための体制を構築する。

<災害廃棄物処理体制>



<相互協定体制の確保>

- 災害状況に応じては、国、県及び民間団体の支援を受け処理を行うこともある。
  - ・福島県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定(県及び59市町村)R3.6.18
  - ・民間廃棄物関連事業団体等との協定(12団体等)

4 廃棄物の処理方法

<災害廃棄物の優先的な処理>

- 一定の目標期間内に処理を完了するため、災害廃棄物実行計画を作成し、優先的な事項を迅速に進める。
  - ・災害廃棄物の発生量を推計
  - ・災害廃棄物の収集運搬、避難所や家庭から排出される収集運搬
  - ・災害本部や消防、道路管理担当部署と連携しながら人命救助や輸送のための道路確保やがれき処理など路上の廃棄物除去
  - ・生活空間等の確保のため災害廃棄物を速やかに撤去するうえで仮置場(\*)を設置
- 仮置場の設置(\*)  
 本市においては、「令和元年東日本台風」の教訓を踏まえ、平常時より、クリーンセンターのみならず、運動場や廃校など仮置場として22の候補地を確保



■被災家屋等の解体撤去

